

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	22 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名： 男  
基礎年金番号：  
生年月日： 昭和9年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ① 昭和52年4月から同年6月まで  
② 昭和56年4月から平成元年3月まで

申立期間①については、妻が国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間②については、主に同居していた母親が保険料を納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その妻が国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間の前後の期間は保険料が納付されており、妻は当該期間の保険料を納付していることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間①は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和53年1月25日ころであるため、申立期間①の直前の50年4月から52年3月までの期間の保険料を過年度納付によりさかのぼって納付したと考えられ、その直後の申立期間①を未納のままとするのは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、その母親が主に申立期間の保険料を納付したとしているが、母親は既に他界していて保険料納付に関する証言が得られず、申立人も保険料納付にほとんど関与していないことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に関する社会保険庁の被保険者台帳によれば、昭和56年度の備考欄に「57年納付書返戻」との記載があることから、57年度

の保険料納付書が返戻されたものと考えられ、申立期間②のうち少なくとも 57 年度の保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月及び43年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年3月  
② 昭和43年4月から49年9月まで

申立期間①については、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料3か月分をまとめて納付したはずであり、申立期間②については、A市在住時は同市の集金人に夫婦一緒に保険料を納付し、その後に転居したB区でも納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、同期間を含む昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料450円を納付した領収証書を保管しており、当時の本来の保険料額600円と金額が相違しているが、申立期間①を含む納付対象期間は明確に記載されており、納付記録がある42年1月及び同年2月の保険料額としては超過している50円が還付された形跡も見られないことから、42年1月から同年3月までの保険料が納付されたものと認められ、3か月分の保険料額として不足している金額については別途納付されたものと推認される。

2 申立期間②のうち、昭和43年4月から同年10月までの期間については、申立人が所持する国民年金保険料領収証書により、その期間中の43年10月29日に前年度の42年7月から43年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、43年10月の時点で現年度の保険料として納付できる43年4月から同年10月までの保険料を未

納とするのは不自然である。

- 3 申立期間②のうち、A市に在住していた昭和43年11月から47年8月までについては、申立人はその夫の分とともにA市の集金人に保険料を納付したとしているが、その夫は44年3月に国民年金手帳が払い出され、43年11月から44年2月までの保険料は未納となっており、44年3月以降については、その夫の保険料の納付先が市民センターであった時期があるなど一定ではなく、申立人の主張と合致していない。  
また、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。
- 4 申立期間②のうち、B区に在住していた昭和47年9月から49年9月までの期間については、申立人の保険料納付に関する具体的な記憶がなく、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらないことから、保険料の納付状況が不明である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月及び43年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から38年7月まで  
② 昭和39年2月から40年11月まで  
③ 昭和43年11月から44年3月まで  
④ 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間①及び②については、父親の会社を手伝い、自分で国民年金の加入申込みをし、父親と共に保険料を納付したはずであり、申立期間③及び④については、昭和43年2月に結婚した後、夫の分と合わせて保険料を納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、昭和43年2月に結婚した後、申立人及びその夫の保険料をすべて自分で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳が45年3月末に再交付され、その夫は45年2月に国民年金への加入手続を行ったことが推認されるため、申立人夫婦の国民年金に関する手続が申立期間④中の同時期又は近い時期に行われたことがうかがえ、申立期間④の保険料を夫が納付しているにもかかわらず、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人及びその夫の結婚後の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付されており、結婚後の申立人及びその夫の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金保険料をその父親と共に納付したとしているが、当時、申立人の父親は厚生年金保険に

加入中であり、他の同居家族も国民年金の加入及び保険料の納付記録は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は昭和43年1月であり、その時点では、申立期間①及び②のうち、39年2月から40年9月までの保険料は時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、国民年金保険料を郵便局等の金融機関で納期ごとに納付した記憶もあるとしているが、当時、A市では金融機関を通して現年度保険料を収納しておらず、印紙検認方式による納付であった。また、印紙検認方式で保険料が納付されれば、国民年金手帳の印紙検認台帳欄に国民年金印紙が貼付され、印紙検認記録欄に検認印が押印されるが、申立人の国民年金手帳には申立期間③の印紙検認記録欄に検認印が無く、印紙検認台紙欄には印紙が貼付された形跡が見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料について、未納となっていることが分かったが、妻の分と一緒にA区役所の集金人に納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年ころ、国民年金の加入勧奨にきたA区役所職員の勧めにより、妻と共に国民年金に加入し、36年6月から、3か月ごとに自宅に集金にきていたA区の職員に国民年金保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号が36年6月2日にA区で夫婦連番にて払い出されており、申立期間当時、A区では隣戸徴収制度があり、A区役所の職員が3か月ごとに各戸を回って集金していたことが確認できることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立人の妻は、申立期間当時の保険料が月額100円であったこと、国民年金手帳の表紙の色が薄い青い色であったこと、及び保険料納付の際に集金人が国民年金手帳に収入印紙を貼り、検認印を押したことを具体的に記憶しており、いずれも当時の保険料納付に関する内容と合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで  
② 昭和41年4月から45年3月まで

申立期間については、A区にあったB社に住み込みで勤務していた時期に、経営者から国民年金の加入が義務づけられたので保険料を給与から天引きして納付すると言われたので、納付されたはずであり、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、当時、住み込みで勤務していた会社の経営者から国民年金保険料を給与から差し引いて納付すると言われたため、申立期間の保険料は納付されているはずとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人と同じ住所で国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている者が3名いるため、会社の経営者が住み込みの従業員の国民年金への加入を一括して行ったことがうかがえ、加入を行ったと推定できる昭和40年度については、申立人及び国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている者のいずれも保険料の納付記録があることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間当時、会社が経営する飲食店の支配人を任されており、申立人と同じ住所で国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている当時の同僚と考えられる者のうち、申立期間②中の昭和42年4月途中まで同住所にいたことが推定できる1名が、同住所にいた期間を含む申立期間②の保険料をすべて納付していることから、店

の支配人であった申立人についても、42年3月までの保険料は納付されたと考えるのが自然であり、申立期間②のそれ以降の期間についても未納とするのは不自然である。

さらに、申立人が勤務していた会社は、当時、好景気で経営が順調であり、飲食店の内装替えをよく行い、社長は別荘を所持していたとしており、店の支配人であった申立人の申立期間②の保険料を未納とする事柄は見当たらない。

- 3 申立期間①については、申立人と同じ住所で国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている当時の同僚と考えられる者は、いずれも保険料が未納となっている。

また、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、平成 10 年 3 月の納付記録が無いとの回答をもらった。私は、9 年 4 月に夫婦一緒に国民年金に加入し、保険料も妻が市役所の金融機関窓口で夫婦二人分を一緒に納付していた。自分の分だけ未納とされるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 3 月に会社を退職し、次に就職するまでの期間について、国民年金が未納にならないようにとの思いから市役所に行き、妻の分と合わせて国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が毎月保険料を一緒に納付していたとしているところ、加入後の 9 年 4 月から申立期間直前の 10 年 2 月まで、夫婦同日に納付されていたことが確認できる上、申立期間について申立人の妻は納付済みであることから夫の分のみ納付しないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以外は未納は無く、かつ、申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

結婚を契機に昭和 60 年 5 月ころ、妻が A 区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。保険料は夫婦二人分を妻が納付していたが、妻が子供を出産する時期に重なったこともあって、しばらくの間区役所の職員に集金に来てもらっていた。いつも二人分を一緒に納めていたはずなのに夫婦それぞれに未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和60年5月ころ国民年金に加入し、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が60年5月ころに払い出されていること、及び申立期間前後の保険料は納付済みであることが社会保険庁の記録から確認できる上、A区では区民の依頼により臨時的に国民年金保険料の集金に出向くことがあったとしており、申立内容に不自然さはみられない。

2 申立期間②について、申立人はその妻と共に国民年金保険料を納付したと主張しているが、妻は申立期間を含む昭和60年4月から平成2年3月までの期間が未納であり、申立人の申述とは符合しない。

また、申立期間は36か月と比較的長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1940

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から平成2年3月まで  
② 平成11年1月

結婚を契機に昭和60年5月ころ、私がA区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。保険料も私が夫婦二人分を納付していたが、子供を出産する時期に重なったこともあって、しばらくの間区役所の職員に集金に来てもらっていた。いつも二人分を一緒に納めていたはずなのに夫婦それぞれに未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金手帳記号番号払出後の平成2年4月以降の期間について申立期間②以外はすべて保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②前後は過年度納付により国民年金保険料を納付しており、過年度納付が可能な申立期間②のみ納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は昭和60年5月ころA区役所においてその夫と共に国民年金の加入手続を行い一緒に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成元年12月ころであると推認できることから、申立期間①のうち昭和62年10月以前は時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①は60か月と長期間である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1943

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納と言われたが、申立期間の保険料は納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行うなど納付意識が高いと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書から申立期間直後の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料が 41 年 8 月に過年度納付されていることが確認でき、その時点で申立期間は過年度納付することが可能であることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1944

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私と妻は、国民年金の加入手続きをはじめ各種の届け出、保険料の納付等常に一緒に行ってきた。妻の「年金記録のおしらせ」では妻の保険料の納付は確認できているが、共に納めた私の保険料1年分が未納となっている。特例納付した記憶があり、未納となっていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を常にその妻と一緒に納付し、申立期間についてもその妻と共に特例納付をしたと主張するところ、旧A町（現在はB市）の被保険者票により申立人及びその妻両者の納付日が確認できる昭和36年4月から39年3月までの期間、41年4月から49年3月までの期間及び57年7月から58年3月までの期間について、申立人は全期間その妻と一緒に納付していたことが確認できる上、申立人の妻は申立期間について現年度及び特例納付により保険料を納付していることから、申立人の申立期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、60歳になった時に初めて社会保険事務所に行って国民年金保険料の納付記録を照会した結果、申立期間が未納になっていた。私は、A市に転居した後に、国民年金に未加入だった主人の加入手続と同時に自分の手続も行ったところ、職員から保険料はさかのぼって納付できると勧められ、納付書を2枚発行してくれたので、1万3,000円くらいの保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した昭和44年10月ころ、国民年金の手続に行った際、市役所からさかのぼって保険料を納付することができると言われ、1万3,000円くらいの保険料を納付したと主張しているところ、手続後の45年1月31日に44年4月から同年12月までの保険料を現年度納付しており、当該時点で、時効となる42年4月から同年9月までの期間を除く同年10月から44年3月までの過年度納付の保険料と現年度分の保険料を合わせると夫婦二人で1万2,000円となり、申立人が主張する額におおむね一致する。

また、申立人の昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料について、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認記録では、45年1月31日に納付となっているが、被保険者名簿では、A市で国民年金手帳記号番号が払い出された44年10月以前の44年1月31日となっているなど、行政側の記録管理に不備がみられる。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無い。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたもの

と認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1949

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

会社退職後、昭和 48 年 5 月に結婚し、A 市役所で国民年金の任意加入手続をした。加入してからずっと、国民年金保険料を 3 か月ごとに市役所に納めてきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、昭和 48 年 6 月に国民年金に任意加入し、その後、3 か月と短期間である申立期間以外は、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿兼検認票によると、申立人は、国民年金に任意加入した昭和 48 年 6 月以降、申立期間を除き、3 か月ごとに市の納付基準期限内に国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、結婚後、申立人の夫は、申立期間も含め同じ会社に勤務しており、生活状況に変化はなかったとみられ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特別の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1950

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年6月まで

昭和50年にA区に転居し、夫の父親から国民年金保険料の納付を勧められたこともあり、自宅から歩いて行けるA区役所B出張所で国民年金の住所変更と未納であった過去の分の保険料の納付を行った。保険料は銀行で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の父親から国民年金保険料の納付を勧められ、自宅近くの仮庁舎のようなA区役所B出張所で国民年金の住所変更手続と申立期間の国民年金保険料の納付手続を行ったとするところ、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が昭和56年6月にC市からA区に住所変更を行ったことが記載されている上、当時、B出張所は、道路工事の対象区域内にあり、取り壊せる状態にあったことが区役所職員の説明で確認できることから、仮庁舎のようであったとする申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額が月額1,000円程度であったこと、未納であった過去の期間をまとめて、2万円から3万円をD銀行（現在は、E銀行）で納付したことを鮮明かつ具体的に記憶しており、これらは当時の状況と符合していることに加え、申立人の夫は、その父親が申立人に国民年金保険料を納付するよう勧めていたことや、申立人がさかのぼって国民年金保険料を納付したことを記憶しており、申立内容に信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1951

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 50 年当時、納税組合に税金と国民年金保険料を納めていた。回覧板で集金の日時の連絡があり、月末に集会所に現金を持参した後、組合でまとめてA所に入金していた。昭和 50 年 1 月に結婚してから妻の分も納めているので、申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年 10 月から国民年金保険料を納付し、国民年金加入期間中は、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、B市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人は、申立期間の前後の昭和 49 年 4 月から 51 年 9 月までの期間は、申立期間を除き、3 か月ごとに納付期限内に納付している上、申立人と一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間は納付済みである。

さらに、申立期間は3 か月と短期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できない特別な事情はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月29日から同年8月1日まで

昭和45年4月1日にC株式会社(現在は、株式会社D)に入社して同年7月1日付の人事異動でA株式会社に出向した。その後、47年6月30日付でC株式会社復帰の辞令が発令されたところ、業務引継後の復帰となったことから同年8月1日に復帰し、現在まで継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたことから申立期間が未加入であるのは納得できないので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C株式会社の人事記録、事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がC株式会社に出向先も含めて継続して勤務し(昭和47年8月1日にA株式会社からC株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和47年6月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格喪失届を誤ったとしていることから、事業主が昭

和 47 年 7 月 29 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会（現在は、B会）の資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から同年10月1日まで

昭和63年4月21日から、A会に勤務し、63年9月1日から平成元年3月31日までA会会長の運営する「B」に勤務していた。

この間、継続して勤務をしており、年金加入記録が、昭和63年9月1日から同年10月1日までの1か月間が抜けていることについては事務手続上のミスであり、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B会の「厚生年金加入期間と保険料控除に関する証明書」及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA会に継続して勤務し（昭和63年10月1日に同社から承継法人のB会に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における昭和63年8月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「厚生年金加入期間と保険料控除に関する証明書」及び事業所照会の回答文書において、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格喪失日を昭和63年9月1日として届け出たとしていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に

係る同年9月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月19日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和37年3月から同年5月までの標準報酬月額は3万3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月1日から30年2月1日まで  
② 昭和30年3月1日から同年12月10日まで  
③ 昭和37年3月1日から同年6月19日まで

申立期間①については、B株式会社に勤務したが、昭和29年1月1日から30年1月31日までの間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間②については、C株式会社に勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間③については、A株式会社に勤務したが、申立期間の被保険者記録が欠落している。それぞれの会社で厚生年金保険料を給与から控除されていたので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、社会保険事務所が保管するA株式会社の事業所別被保険者名簿により、申立人と同姓同名かつ申立期間と合致する記録で、生年月日が「昭和9年\*月\*日」ではなく「昭和9年\*月\*日」となっている者について、厚生年金保険被保険者の資格を昭和37年3月1日に取得し、同年6月19日に喪失している記録が確認できる。

また、資格取得日の昭和37年3月1日はA株式会社の設立日であり、申立人が主張する設立当時の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生

年金保険被保険者数がおおむね一致する上、申立期間において、申立人のほかに同姓同名の者は無く、かつ、申立人も同姓同名の同僚はいなかったとしている。

さらに、前述の厚生年金保険の記録は、基礎年金番号に統合されていない記録となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の生年月日が「昭和9年\*月\*日」となっている者の厚生年金保険の記録は申立人の記録であると考えるのが妥当であり、申立人は昭和37年3月1日から同年6月19日までA株式会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和37年3月から同年5月までは3万3,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、申立人が記憶している上司、同僚の氏名及び勤務内容などから、申立人が申立期間においてB株式会社に勤務していたことはいかがされる。

しかしながら、B株式会社は昭和45年12月1日に解散しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから申立人が申立期間①に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立人より以前に入社し、同時期に勤務したとされる同僚は、社会保険事務所の記録により、入社して一定期間を経過した後に申立人と同日の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和30年2月1日、資格喪失日は同年3月1日となっており、このほかに申立期間①における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、申立人が記憶している同僚の氏名や勤務内容などから、申立人が当該期間においてC株式会社D営業所に勤務していたことはいかがされる。

しかしながら、申立人が勤務していたとする同営業所は、社会保険庁の記録では、申立期間②当時に厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が確認できない。

また、事業主に申立期間②に係る厚生年金保険の適用について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立人と同時期に勤務したとされる複数の同僚も、申立人と同様に厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで  
昭和40年4月1日付けでA株式会社に採用となり、平成5年2月20日に退職するまでの間、転勤はあったものの継続して勤務してきたのに、厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間があることは納得できない。この間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在職証明書、事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA株式会社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同日採用、同日異動のすべての被保険者について欠落が生じていること、及び当時の社会保険事務所における被保険者原票での記録管理の状況を踏まえると、これら対象者すべての記録について、事業主が資格喪失日を昭和40年7月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年

6月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月1日から同年7月1日まで

昭和43年4月から同年6月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。

しかし、昭和43年1月に有限会社Aに入社し、3か月間は見習いだったが同年4月から正社員となった。当該期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書により、申立人が有限会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の控除額及び昭和43年7月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 埼玉厚生年金 事案997

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合B支店の資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に、A組合本部の資格取得日に係る記録を49年4月26日に訂正し、43年3月の標準報酬月額を6万円、49年4月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和49年4月26日から同年5月1日まで

昭和33年1月1日付けでA組合に採用され、途中、45年5月21日から49年4月25日までC会に出向した期間を除き、平成元年5月31日に退職するまで同組合に継続勤務していた。昭和43年3月31日から同年4月1日までの期間及び45年4月26日から同年5月1日までの期間の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①においてA組合に継続勤務（昭和43年4月1日に同組合B支店から同組合D支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人のA組合B支店における昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

申立期間②について、事業主は申立人がC会に出向していたことを、また、同僚は出向期間が終了すればA組合に戻るようになっていたことを供述しているほか、社会保険事務所の記録によると、申立人の後任としてC会に出向した同僚及びC会から入社した同僚については、C会の資格喪失

日とA組合本部での資格取得日は同一日付となっていることから、申立人についても申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推認される。

なお、C会からA組合への異動日については、A組合本部の元庶務担当者が「組合では手続の慣例として海外から帰国した日の翌日に厚生年金被保険者として資格取得することになっていた。」と供述しており、帰国日の翌日は昭和49年4月26日と考えられることから、A組合における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、申立人のA組合本部における昭和49年5月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②における事業主の申立人に係る保険料の納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA組合本部の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和49年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月1日から同年12月21日まで

A株式会社（親会社）の社員の身分で昭和47年8月23日からB株式会社（子会社）に出向していた。47年11月1日に出向解除になり、同日付けでA株式会社に戻り継続勤務していた。保険料も変わりなく給料から控除されていた。

社会保険庁の記録では、A株式会社が昭和47年12月21日から48年6月1日までとなっており、47年11月の1か月が欠落しているので同年11月1日から同年12月21日までの間の厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の継承会社であるC株式会社が提出した発令歴、従業員名簿（発令事項、給与歴）から判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社及び関連会社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にB株式会社（子会社）からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和47年12月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA株式会社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年12月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉厚生年金 事案1004

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格取得日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から同年4月1日まで

昭和33年10月23日にB株式会社に入社し、35年3月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。その後B株式会社はC株式会社に社名変更されたが、平成20年まで一度も同社を退職したことが無いのに、2ヶ月間の被保険者記録が無いことに納得がいかない。当該期間を被保険者記録と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答から判断すると、申立人は申立期間に係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年2月1日にC株式会社D工場からA有限会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA有限会社における昭和38年4月の社会保険庁の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成20年5月8日、社会保険事務所に申立人に係る資格取得届を提出するなどして事務手続きに誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和38年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年7月から8年2月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年7月1日から8年3月15日まで  
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成7年7月1日から8年2月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年7月から8年2月までは44万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aが適用事業所でなくなった日（平成8年3月16日）の後の8年4月4日に、申立人を含む複数名が標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、7年7月から8年2月までの標準報酬月額は上記の44万円から9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。

一方、申立人が提出した雇用保険受給資格者証によれば、記載された離職時賃金日額1万5,040円に30を乗じた額（45万1,200円）と訂正前の標準報酬月額44万円がおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及<sup>そきゆう</sup>して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年6月23日から同年7月5日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を30年6月23日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月20日から同年5月14日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのD支店の資格喪失日に係る記録を37年5月14日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係るすべての申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月23日から同年7月5日まで  
② 昭和37年1月20日から同年5月14日まで

昭和28年10月1日から40年11月6日まで株式会社Aに勤務していたのに、社会保険庁の記録によれば期間に空白がある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、株式会社Bから提出のあった記録回答書から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和30年6月23日に同社本店から同社C支店に異動、37年5月14日に同社D支店からE支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和30年7月の社会保険庁のオンライン記録から1万6,000円、申

立期間②の標準報酬月額については、申立人のAにおける36年12月の社会保険庁のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係るすべての申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和49年9月に国民年金に任意加入以来、途中で被保険者資格を任意喪失した記憶は無く、Aと併設されていたB市役所（現在はC市役所）の分室で継続して納付しており、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に国民年金に任意加入し61年4月に第3号被保険者となるまで、Aと併設されていたB市役所の分室で申立期間を含め継続して国民年金保険料を納付しており、途中で被保険者資格喪失手続及び再加入手続を行った記憶は無いとしているが、社会保険庁の記録、B市の被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳には58年4月7日又は同月8日に被保険者資格を喪失し、60年3月13日に再取得している記録があり、保険料の未納期間もこの資格喪失期間と合致しているため、申立期間について、申立人が国民年金被保険者資格を有していた形跡がみられない。

また、申立期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1941

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から42年9月まで  
社会保険事務所で、納付記録を調べてもらったら、昭和40年6月から42年9月までの28か月について未納と言われたが、母親に加入手続をしてもらい、保険料も納付してもらったと思うので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、保険料納付に関与していない上、保険料を納付していたとする母親は平成6年7月に既に他界していることから保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した平成13年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は19歳からA区に居住していたとしており、母親が居住していたB市で、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとすることは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1942

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から41年12月まで

社会保険事務所で納付記録を照会したところ、申立期間が未納と言われたが、申立期間については、当時勤めていた店の店主に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料納付をしてもらっていたと思うので、未納と言われることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤めていた店主が申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、その店主が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその店主は既に他界していることから、国民年金加入手続及び保険料の納付の状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳により国民年金の加入手続を行ったのは昭和42年10月ころであると確認でき、その時点においては、申立期間のうち39年6月から40年6月までの期間は時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 7 月までの期間及び平成元年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から同年 7 月まで  
② 平成元年 6 月

A 県のデパートを退職し、B 市に転居した昭和 63 年 6 月ころに転入届と同時に国民年金の加入手続を行い、納付書をもって銀行で納付した。平成元年分も厚生年金保険からの切替手続を B 市役所で行い、銀行で納付した。国民年金加入手続の際にデパートに勤めているときに交付された手帳に国民年金の資格期間が記入され、そこに B 市というゴム印が押されたのを覚えており、確かに手続をし保険料を納付しているはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 6 月ころ国民年金の加入手続をし、申立期間①及び②の保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録により申立期間①及び②とも平成 9 年 9 月 11 日に新たに国民年金被保険者期間として追加された期間であることが確認でき、追加された時点では時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は国民年金加入手続の際に持参した年金手帳に国民年金の被保険者資格の得喪日を記入されたとしているが、申立人が所持する年金手帳に資格得喪日が記入されているものの国民年金の加入手続を行った際には記入されるはずの国民年金手帳記号番号は記入されていないこと、及び申立期間①及び②が平成 9 年に適用漏れとして追加されていることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは基礎年金番号制度が導入された 9 年 1 月以降であると推認できる上、申立人は B 市在住時の 9 年 9 月に同年 8 月の保険料を納付していることから、この納付手続のときに年金手帳

に資格得喪日が記入され、そのことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1946

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私は、母から年をとってから困らないようにと国民年金の加入を勧められ、母と一緒に昭和36年4月ころA市役所で加入手続を行った。国民年金保険料は、主人と一緒に納付してきた。主人の保険料が納付済みなのに自分の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ころ、申立人の母と一緒にA市役所に国民年金の加入手続に行くと主張しているが、B社会保険事務所では、国民年金手帳記号番号Cから同D番までの手帳記号番号の払出簿を調査した結果、申立人の氏名が確認できなかったこと、申立人がE市に転居してから39年7月1日に手帳記号番号が払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳の発行日も同日になっていることから当該時点ころに加入手続を行ったと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年7月1日以後の39年10月31日に同年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付しており、当該時点においては、申立期間のうち、36年4月から37年3月までの保険料は時効により納付できない期間、37年4月から39年3月までの保険料は過年度納付の期間及び同年4月から同年6月までの保険料は現年度納付となる期間であるが、申立人は、過年度納付や特例納付により保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立人の母の国民年金保険料の納付記録が見当たらない上、申立人の夫も、申立期間のほとんどが未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1948

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から45年3月まで

申立期間当時は病院に勤めながら、看護学校に通学していた。国民年金の加入手続は両親に任せており、保険料は自分の給与から両親に預け納めてもらっていた。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその両親が行っていたと申し立てているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に亡くなっており、母親からは具体的な説明を得ることができないことから、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年4月ころでは、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当時、実家に住んでいた申立人の弟も、申立期間については未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から42年6月まで

昭和41年4月に結婚し、20歳になるので、同年7月ころ夫が地区の役員を通じて国民年金の加入手続をした。保険料は、夫又は義父が家族分をまとめて自治会の班長に納めていた。領収書は納付した際受け取ったが、現在は持っていない。申立期間は、両親及び夫が納付済みであり、自分だけ未納であるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金の加入手続を行い、夫又は義父が国民年金保険料を納付したと主張しているが、夫は申立期間の保険料の納付について具体的な記憶が無く、義父は既に他界しており、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月ころ払い出されており、払出時期からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見られない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金手帳記号番号払出後の昭和44年10月20日に、その時点で過年度納付が可能な42年7月から43年3月までの期間を納付しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月ころから 36 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 36 年 4 月 18 日から同年 8 月 27 日まで  
③ 昭和 36 年 12 月 10 日から 37 年 2 月 10 日まで  
④ 昭和 38 年 8 月 31 日から 39 年 2 月 16 日まで

申立期間①及び②では有限会社A、申立期間③ではB株式会社、申立期間②、③及び④ではC株式会社、C株式会社D所及びC株式会社E所に勤務していたが、その前後の期間に空白があった。この間とび職として働き、会社は給料から健康保険、厚生年金保険、雇用保険を控除していると言っていたが、控除していなかったのではないかとの疑問を長い間持っていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、有限会社Aは昭和 46 年 6 月 2 日に解散し、事業主は既に亡くなっており、元役員及び同僚からも、勤務実態を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和 35 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日前の申立期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

### 2 申立期間②について、有限会社Aにおける申立人の勤務実態は申立

期間①同様不明である。C株式会社D所については、同僚の供述から期間は特定できないものの、勤務実態については推認できる。

しかしながら、事業主及び同僚から申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する有限会社A及びC株式会社D所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

3 申立期間③について、C株式会社D所については、同僚の供述から期間は特定できないものの、勤務実態については推認できる。

しかしながら、事業主及び同僚から申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

B株式会社については、同僚の供述から期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社は商業登記簿上、昭和53年4月23日にF区に本店移転し、その後の状況は不明であり、事業主も既に亡くなっており、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、同僚からも申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するC株式会社D所及びB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

4 申立期間④について、C株式会社E所の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同作業所に勤務していた事実は推認できる。

しかしながら、事業主及び同僚から申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

C株式会社については、同僚の供述から期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社G（C株式会社から名称変更）は、「当時、正社員以外は、各現場事業所が直接契約し、本社に報告する仕組みだった。そのため現場の事業が終了し事業所が解散すると関係書類が残らなかった。厚生年金保険の加入に関しては、現場事業所が直接雇っ

た臨時員は加入させ、孫請けの会社に雇用されている職員は加入していなかったようだ。」と回答している。

また、同僚からも申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するC株式会社E所及びC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

- 5 このほか、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 2 月 8 日まで  
株式会社A (昭和 43 年からB株式会社に改称) における厚生年金保険加入記録は、35 年 2 月 8 日からとなっているが、この会社には、有限会社Cを 34 年 10 月末日に辞めてすぐに入社したはずである。当時の同僚の名前も憶えているので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚に当時の雇用形態及び厚生年金保険への加入について照会したところ、元幹部は、「就業規則により、入社後 3 か月間の試用期間があり、3 か月経過後に給与から社会保険料を控除された。」と供述している上、社会保険事務所の記録により同僚の厚生年金保険の資格取得は入社日の 3 か月後であることが確認できる。以上のことから、事業主は、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

また、株式会社Aは、すでに廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月から 50 年 6 月まで  
公共職業安定所の紹介でA病院に入職し、看護師として勤務したが、申立期間の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA病院の同僚の氏名が社会保険庁の記録から確認できること、及び複数の同僚の供述により申立人が同病院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A病院は既に廃業し、事業主も亡くなっており、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間に係る厚生年金保険の適用について当時の同僚等から、供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険庁が保管する当該事業所に係る職歴審査照会回答票、及び社会保険事務所が保管する当該事業所に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 36 年 3 月まで  
② 昭和 48 年 5 月から 56 年 2 月まで

申立期間①についてはA株式会社にて、また申立期間②については株式会社B（A株式会社より名称変更）にて、休日もなく長時間労働に従事し、厚生年金保険の保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、申立人がA株式会社（昭和 43 年に株式会社Bに名称変更）にすべての申立期間において勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録から株式会社Bは昭和 56 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、事業主も「社会保険庁の記録どおり昭和 56 年 2 月 1 日から新規適用事業所となっている。」と供述している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について同僚等の供述を得ることができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 34 年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時は、A株式会社に確かに勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び業務内容に関する申立人の申立内容により、期間及び時期は特定できないが、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、当該事業所の申立期間における従業員数は約 30 名であると申し立てているが、社会保険庁の記録では当該期間の被保険者数は 17 名であり、当該事業所においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間及びその前後 1 年間における健康保険証番号が連番となっており、欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 28 日から 43 年 3 月まで

A株式会社には昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 3 月まで勤務していたが、同社における厚生年金保険加入記録は 42 年 2 月 28 日までとなっている。42 年 2 月 28 日から 43 年 3 月までについても厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 2 月ではなく、43 年 3 月にA株式会社を退職したと申し立てているが、同社で申立人と共に車両点検整備業務をしていた2名の同僚は、「申立人が退職したのは自分達と同じころであり、42 年であることは間違いない。自分達2名の退職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日として記録されている 42 年 3 月 16 日で合っていると思う。」と供述しており、そのうち1名は「申立人は同じころ退職した。」としているものの、他の1名は「もっと早く退職したのではないか。」としている。

また、上記同僚も、その退職日以降における申立人の勤務実態については不明としている上、当該事業所は、昭和 55 年 5 月 21 日に全喪しており、事業主からも何ら情報を得ることができないことから、申立期間における申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録によると昭和 42 年 7 月から国民年金に加入し、その保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月10日から33年2月10日まで  
昭和30年ころから33年2月ころまで、A市B町の衣料品店に食事付き住み込みで販売の仕事に携わっていた。店主の次女の夫が経理士で、店の経理を担当していた。有限会社であったと思われ、給料から厚生年金保険料を控除されていたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立に係る事業所に勤務していた時期及び期間について明確な記憶はないが、申立人の仕事内容や事業所の立地に関する申立て及び現在の事業主の申立人に関する具体的な供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年8月1日であり、当時の事業主ほか3名の役員についても、同日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時の当該事業所の状況を知る当時の事業主及び勤務していた同僚は既に死亡しており、申立期間について厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の納付があったか否かを確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から20年8月31日まで  
A株式会社B工場に、学徒動員で勤務していた。厚生年金保険被保険者証ももらっていた。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社B工場における勤務状況等についての具体的な説明から、申立人が同事業所において勤務していたことはいかがえる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立期間当時のA株式会社の被保険者名簿の中には同社B工場に係る被保険者名簿は確認できず、工場等名の記載が無く表紙に「住所：C町D地」と記載された被保険者名簿及び同社E工場の被保険者名簿の申立期間についても確認したが、申立人の氏名は確認できない。

なお、A株式会社の業務を引き継いだF株式会社では、同社が保管する申立期間当時の社会保険加入記録台帳及び被保険者得喪記録簿は戦争で大部分焼失しており、残った同資料には申立人の記録は確認できないとしている。

また、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 8 月 21 日まで

A 株式会社に昭和 41 年 4 月から同年 11 月 12 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しており納得できない。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同社は既に廃業し関係資料も無く、当時の事業主も亡くなっており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない上、同僚からも供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る事業所別被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日は昭和 41 年 8 月 21 日と確認でき、雇用保険の被保険者記録についても同年 8 月 30 日が取得日であり社会保険庁の記録とほぼ一致することが確認できる。

さらに、同名簿において申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 42 年 7 月まで

申立期間はA区にあるB社に住み込みで働いていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はB社での勤務状況を具体的に覚えており、当該事業所に勤務していたことはいかがえる。しかしながら、当該事業所は法務局において商業登記が確認できず、社会保険事務所の記録から「B社」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、申立人がB社の事業主として記憶している氏名について住所が判明した8名に照会したが、同事業所の事業主に該当する者は確認できなかった上、申立人は同僚の苗字を記憶していないことから、事業主及び同僚の調査を行うことができず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が勤務していたC株式会社に保管されていた人事記録には、前職として、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までB社に勤務した旨の記載があるとしており、申立期間の一部に勤務記録が確認できない。

加えて、申立人はB社の給与明細書を見た覚えは無いとしており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 35 年 9 月 29 日まで

A株式会社において、正社員で仕上工の仕事に従事していた。入社1か月後の給与明細書で組合費・社会保険料・失業保険料などが控除されていた記憶があるが、社会保険庁の記録では未納とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言があることから、期間の特定はできないものの申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、確認できる資料が無いため不明であると回答していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が管理する申立期間に係るA株式会社の事業所別被保険者名簿を調査したものの、申立人が申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険被保険者証の番号の欠番も無く、社会保険事務所における事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 43 年 7 月から 44 年 1 月まで株式会社Aに勤めており、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、当時の同僚の供述から株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aは平成元年 12 月 3 日に解散し、事業主も既に亡くなっていることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から、申立人及び同僚が記憶している同じ職種である男子営業社員の 16 名中 7 名は厚生年金保険に未加入となっている上、同僚の一人は、「男子営業社員は、加入希望者のみ厚生年金保険に加入したかもしれない。」と供述している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月から 45 年 3 月までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 1000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月から 14 年 6 月まで

社会保険庁の記録では、平成 10 年 1 月から 14 年 5 月までの標準報酬月額は 9 万 8,000 円になっているが、給与から 14 万 2,000 円の標準報酬月額に応答する保険料を控除されていたと思う。事業主が勝手に標準報酬月額を下げて届け出たことなので、あっせんされた例 A と同じように申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主は、申立期間当時、会社の資金繰りが苦しく厚生年金保険料を滞納していたため、平成 10 年から 11 年にかけて従業員に内緒で、従業員 8 名の標準報酬月額の減額届出を行ったと供述している。

また、あっせんされた例 A では、社会保険庁に記録されている標準報酬月額より高い 17 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが給与明細書から確認できたため、標準報酬月額を 17 万円に訂正することを認めたものである。

しかしながら、当該事業所が加入している C 厚生年金基金では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円であるとしている上、申立人から提出された平成 14 年 1 月分の給与明細書の厚生年金保険料額を基に標準報酬月額を算定すると 9 万 8,000 円となり、いずれも社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 7 月 3 日まで  
社会保険事務所からの連絡により、代表取締役として勤務した株式会社 A における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を勤めていた株式会社 A は、平成 5 年 7 月 13 日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額は同年 11 月 30 日に、3 年 12 月から 5 年 7 月までが 53 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、社会保険事務手続は社会保険労務士又は従業員が行っていたとしているが、申立人は、平成 4 年から 5 年当時、株式会社 A が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該行為の無効を主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所で確認したところ、株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていた。  
当該事業所に勤務していた当時、自分は社会保険関係の事務をしていたので、会社が一時金等の請求手続をしていれば、知らないはずはない。また、脱退手当金が支給された時期には既にB地からC地に転居をしており、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、備考欄には、「45. 4. 1. 氏変」の記載があることから、このころ氏名変更の処理が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は、昭和 45 年 4 月 16 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には「脱」「45. 4. 16」とのゴム印が押されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案1003

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月26日から23年6月1日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金を受領したことになっているが、同じ会社に勤務していた妹も同僚も脱退手当金を受け取ったことになっていないのに、なぜ自分だけ受け取ったことになっているのか、受け取った記憶は無いので、第三者委員会で調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和23年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から25年10月まで  
② 昭和41年8月から44年12月まで

社会保険事務所に照会したところ、昭和21年4月ころから25年10月ころまでA市にあったB社に勤務していた期間及び41年8月ころから44年12月ころまでC区にあったD社（またはE社）に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入となっていた。当該期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、有限会社Bの取締役の供述から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該取締役は、「申立人が在籍していた当時は個人経営であり、従業員数も少なかったため、厚生年金保険に加入しておらず、有限会社になった昭和41年から加入した」と供述している。

また、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年7月1日であり、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

### 2 申立期間②については、申立人は、有限会社Dの所在地や同僚の氏名を記憶しており、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿で、この同僚の氏名が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社は既に解散し、事業主も亡くなっていることから、申立人が申立期間②に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、同社の被保険者名簿には申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 41 年 5 月まで  
申立期間についてA株式会社に勤め厚生年金保険に加入していた。当該期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について当時の事業主に照会したが、関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、A株式会社は申立期間中の昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、従業員の大半はその後、厚生年金保険に加入しておらず同所にあった別名の会社に入社し、新たに厚生年金保険に加入したことが確認できるが、申立人の被保険者記録についてはA株式会社及び別名の会社のいずれにも確認できない。

さらに、当時の複数の同僚に照会したが、A株式会社及び別名の会社での勤務実態及び厚生年金保険の加入について具体的な供述は得られなかった上、「工場と契約して製品搬送、納入業務に従事していた運送会社の関係者ではなかったか。」と供述する者もいた。

加えて、申立人は当時の給料が約 5 万円から 6 万円と申し立てているが、その額がA株式会社の同年齢従業員の約 3 倍であることが社会保険庁の保存する記録により確認できる。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年ころから35年ころまで  
申立期間についてA社に正社員として働きBの地下のトンネル工事をしていた。この期間、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態について事業主は、「在籍記録は無い。」と回答している。

また、社会保険庁の記録から「A」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

さらに、申立人が主張しているBの工事の開始は、文献によると昭和49年9月であり、申立期間当時の工事ではないことが確認できる。

加えて、申立人は工事で義理の弟と働いていたとしているところ、当該義理の弟についても申立期間について厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 5 月から 40 年 1 月まで

私は、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで A 所に住み込みで勤務していた。また、38 年 5 月から 40 年 1 月までは B の仲買商である C（現在は、有限会社 D）に勤務していた。

A 所では退職に当たり厚生年金被保険者証を渡された記憶があり、また、C においては胃かいようの治療のため健康保険を使用した記憶があることからこれらの期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が A 所に勤務していたことは、元事業主の妻の供述でうかがえるが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用については、「事業所は昭和 60 年以降に社会保険に加入したので、申立人を社会保険に加入させた記憶は無い。」と供述している。

また、社会保険庁の記録から、「A 所」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

さらに、A 所は既に解散し、当時の事業主も亡くなっている上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②については、申立人が C に勤務していたことは、元事業主の子（現事業主）の供述でうかがえるが、申立人の申立期間に係る厚生

年金保険の適用については、「事業所が当時社会保険に加入していた記憶は無く、従業員は国民年金に加入していた。」と供述している。

また、社会保険庁の記録から、Cは平成16年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案1011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年ころから28年2月1日まで  
② 昭和28年10月2日から30年3月ころまで

昭和26年ころより30年3月まで、A株式会社(申立てはB社)に勤務していたが、26年ころから28年2月1日までのC支店勤務期間と、28年10月2日から30年3月ころまでのD支店(申立てはD本店)勤務期間の資格記録が存在しない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録から、申立期間当時に、「A株式会社C支店」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、A株式会社C支店は既に廃業しており、法務局の商業登記上からも役員等の氏名が確認できない上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、調査を行うことができず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②については、A株式会社D支店は、既に廃業しており、法務局の商業登記上からも役員等の氏名を確認できない上、社会保険事務所が保管するA株式会社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に同社で被保険者であることが確認できる同僚を抽出し、照会を行ったが、回答のあった2名のいずれも申立人を記憶しておらず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することがで

きない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和28年2月1日に取得し、同年10月2日に喪失していることが確認できるものの、申立期間において申立人の氏名が無い上、健康保険の番号も欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 16 日から 39 年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA株式会社に勤務し昭和 38 年 12 月に退職願を提出したらもう少し働いてほしいと慰留され、39 年 9 月末まで勤務した。

同年 8 月の賞与をもらった覚えがあるので厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社を退職するまでの具体的な説明及び同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により昭和 38 年 12 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日も昭和 38 年 12 月 16 日と確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。